

第4章

基本的施策・個別施策と 主体別環境配慮指針



5つの基本目標を達成するための16の基本的施策と43の個別施策を次の通りとします。

【基本目標に対する基本的施策及び個別施策】

基本目標	基本的施策	個別施策
基本目標 1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち	1.1 自然環境の保全と適正管理	貴重な自然資源の保全 森林の保育と適正管理 生物多様性の保全 田園環境の保全
	1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実	観光資源の充実 自然とのふれあいの場づくり 遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成
	1.3 歴史文化資源の保全と活用	ふるさと歴史の道の整備 宿場の街並み保全 文化財の保護
基本目標 2 健康で快適に安心して暮らせるまち	2.1 大気・水・土壌等の環境改善	大気環境の改善 水環境の改善 土壌環境の改善 騒音・振動等の公害の改善
	2.2 有害化学物質による環境リスクの低減	ダイオキシン類による環境汚染の防止 その他の化学物質による環境汚染の防止 既存公共建築物対策の推進
	2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出	身近な憩いの場の充実 環境に配慮した開発の誘導 まちの魅力を高める緑の整備・創出
	2.4 災害の防止	災害の防止 乱開発の防止 道路の安全性向上
基本目標 3 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち	3.1 ごみの減量化・資源化の推進	回収システムの充実と表彰 減量化の推進 資源化の推進
	3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理	不法投棄撲滅運動の推進 既存廃棄物の撤去
	3.3 ごみゼロ運動の推進	啓発活動の推進 ごみゼロ運動の推進
	3.4 自然エネルギー資源の有効活用	資源化の検討
基本目標 4 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち	4.1 環境学習の推進	小中学校での環境教育の推進 市民に対する環境教育の推進 事業者に対する環境教育の推進
	4.2 環境パートナーシップの構築	市民団体等の環境活動との協働 人材の養成 連携組織づくり
	4.3 環境保全への普及啓発の推進	各種イベント等の開催 環境情報提供システムの構築
基本目標 5 地球環境の保全に貢献するまち	5.1 地球環境問題への意識の向上	地球環境問題に関する啓発活動の推進 地球環境問題に関する情報の提供
	5.2 地球環境保全対策の推進	地球温暖化の防止 オゾン層の保護

基本目標 1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした、魅力あふれるまち

基本的施策 1.1 自然環境の保全と適正管理

基本方針

市域面積の約9割を占める森林・農地・河川等の自然的土地利用地は、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしています。

近年は農林業就業者の高齢化や農林業の低迷などによる森林・農地の荒廃と自然環境の劣化が進んでいますが、環境保全の観点からこれらの自然資源の価値を見直し、農林業の振興にもつながる形で自然環境の保全と適正管理を推進し、その多面的機能の確保を目指します。

施策目標

自然環境保全地区等の指定面積

平成14年度現在 878.0ha (5地区) → 現状維持

森林総合整備事業実施区域面積

平成14年度現在 158.13ha → 順次計画的に実施

個別施策

貴重な自然資源の保全

- ・市域に分布する自然林や貴重動植物種の生息生育地、優れた自然景勝地などを保全します。

森林の保育と適正管理

- ・松くい虫の防除対策など、市域に広がる森林の保育と適正管理を図ります。
- ・民有林の荒廃地などに対する植林を働きかけていきます。
- ・森林づくりサポーターの募集・登録などによる、森林管理体制の強化を検討します。
- ・森林組合など林業事業者の体質強化や経営の多角化などへの取組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

生物多様性の保全

- ・NPOなどと連携し、大月市の野生動植物に関する情報の収集や監視に努めます。
- ・葛野川ダムや深城ダムへの移入動物種(ブラックバス等)の侵入を防ぎます。
- ・動物による農業への被害状況を把握し、対策を講じます。

田園環境の保全

- ・多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしている田園環境の保全に努めます。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報を市に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所周辺の動植物に関心を持ち、貴重な動植物の情報を市に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動植物の生息環境の把握に努め、保全や保護についての方策を検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重種の採取や外来種の移入を行わない、行わせないなど動植物の保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重種の採取や外来種の移入を行わない、行わせないなど動植物の保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在来種を保護する観点から、外来種の移入を防止する対策を検討します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市や団体などが実施する動植物調査に協力します。 ・森林の保全管理に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業者は、市民や団体などのボランティアと連携して、森林の適正管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や団体などのボランティアと連携して、森林の適正管理を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の被害を監視するとともに、共生できる方策を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、有害鳥獣の被害防止と共生に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、有害鳥獣の被害を防止するとともに、共生できる方策を検討します。

* 田園環境や里山のように人間が関与することで成立している自然を二次的自然と呼びます。現在、地域の生物多様性の保護等の観点から、二次的自然において成立している独自の生態系の保全が強く求められています。



基本的施策 1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

基本方針

市民が郷土の自然の豊かさを認識し、自然に恵まれた土地での生活を享受できる環境を整えます。また、大月市の持つ豊かな自然資源を首都圏住民の観光レクリエーション活動に対応する資源として活かし、観光の振興に役立てます。

施策目標

主要公園等整備面積

平成 14 年度現在 5.8ha (猿橋、岩殿山) → 51.1ha

(深城ダム一帯、シオジの森ふかしろ湖周辺、桂川ウェルネス・パークの県事業を含む)

登山道整備延長距離

平成 14 年度現在 58km → 現状維持

個別施策

観光資源の充実

- ・市の重要な観光資源である岩殿山や名勝猿橋一帯の環境整備を推進します。
- ・野川ダムから深城ダム(シオジの森ふかしろ湖周辺)にかけての一帯を、新たな観光レクリエーション拠点として整備に努めます。
- ・秀麗富嶽十二景を構成する山々の山頂一帯を、市の「(仮称)自然景勝地」として位置付け、植生の再生などの環境整備に努めます。

自然とのふれあいの場づくり

- ・森林文化の森など、郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場の設置に努めます。
- ・キャンプ場、親水園地、釣り場などの水辺とのふれあいの場の設置を検討します。
- ・遊休農地の一部を、観光農園や滞在型農園などへの活用に努めます。

遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成

- ・上記の観光レクリエーション資源や富嶽十二景、自然ふれあい施設などをつなぐ遊歩道網(既設林道等を含む)を整備し、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民農園を活用し、農業体験を通じて環境保全について理解を深めます。 ・休耕地の活用に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者は用地の提供や農業指導など、市民農園の運営に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休耕地、放棄農地の現状を調査し、その有効な活用方法について所有者に働きかけ、ともに検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市、団体が開催する農業体験等のイベントに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者は自らの農地を適正に管理します。また、農地の環境保全機能、水源涵養機能を市民へPRし、農地保全への市民の理解、協力を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の環境保全機能、水源涵養機能について、市民に対してPRを行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥観察などができるよう、身近な森林（二次林）の管理などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業者は森林（二次林）の保全と活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者が行う緑化や緑の利用に対して支援を行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・散策、自然観察会などに遊歩道を活用します。 ・遊歩道の美化・清掃などに協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊歩道の美化・清掃等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的な観光レクリエーション資源・施設のネットワーク形成を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源および自然とのふれあいの場の美化・清掃等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源および自然とのふれあいの場の美化・清掃等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秀麗富嶽十二景を構成する山々の山頂一帯を市の「（仮称）自然景勝地」として位置づけ、植生の再生などの環境整備に努めます。 ・キャンプ場、親水園地、釣り場などの水辺とのふれあいの場の設置を検討します。



基本的施策 1.3 歴史文化資源の保全と活用

基本方針

大月市は甲州街道の宿場町・絹織物の特産地としての歴史文化を有しており、今なお、地域のあちこちに歴史の香りが感じられます。

こうした郷土の歴史文化を支えている資源を再評価し、歴史とふれあえる環境のまちづくりに適切に活かしていきます。

施策目標

指定文化財（史跡）

平成 14 年度現在 1 地区（岩殿城跡）県の指定 → 国の指定

個別施策

ふるさと歴史の道の整備

- ・市内旧甲州街道の保全を検討します。

宿場の街並み保全

- ・宿場の面影を残す鳥沢宿や初狩宿の家並み保全をはじめとする、歴史的な街並み景観づくりを検討します。
- ・NPO などとの協働により郷土の歴史文化資源調査し、資源の再評価を行い、資源マップやデータベースを作成します。
- ・郷土の歴史文化資源に対し、わかりやすく統一性のある案内板・指導標などのサイン類の整備を進めます。

文化財の保護

- ・指定文化財の継続的な保護や点検・補修を行います。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な歴史的景観と町並みを大切に、将来に引き継いでいきます。 ・自分達の住んでいる地域の歴史文化資源を知り、将来に継承します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的景観や歴史文化資源の保全に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源に対し、統一性のあるサイン類の整備を進めます。 ・指定文化財の保護や点検・補修を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の新築、改築に際しては、周辺環境と調和に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所などの建設や看板の設置に際しては、周辺景観との調和に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然、歴史、文化、地域との特性等を生かした市街地景観の創造に努めます。

コラム.1 「森林」はどんな働きと役割を持っているの？

「森林」のもつ働きと役割は実に多種多様です。

項目	具体的な働きと役割
表土の流出を防止	土砂災害の防止につながります。
雨水等の水の一時的な貯留	川の水源として重要な働きです。
雨水へのミネラルの付加	地中から溶け出すミネラルは、川及び海に生息する生物にとって大事な栄養源となります。
森林生態系	多種多様な動植物が、複雑な相互関係を持って生息しています。
二酸化炭素の吸収	光合成により、樹木が生長することで炭素を溜め込みます。炭素は、例え樹木が伐採されても、木材として活用されれば、固定され続けます。
森林浴等のレクリエーション利用	大月市民にとっては、最も身近な自然環境との接点でもあります。環境教育の場としても最適です。
木質バイオマス燃料	環境に優しいエネルギーとして、近年木質バイオマスが注目を集めています。
木材の生産	日本の林業は後継者不足・自給率の低下などの問題を抱えていますが、日本の重要な産業の一つです。

《大月森づくり会》

「大月森づくり会」は、笹子の森をフィールドとして活動している森林ボランティアです。『21世紀、水は命！森は源！川は絆！』をスローガンに、笹子の森を桂川・相模川にとっての重要な水源の森として捉え、間伐や枝打ち、生態調査、植樹祭の開催等の活動を行っています。会員は約30名（平成15年度現在）で、大月市民や大月短大の学生を中心に、横浜・川崎市からの参加者もいます。

「枝が込み合い間伐の後れた暗い森が、一日の作業を追えて振り向くと見違えるような明るい森になります。けっこう感動しますよ。（代表：河西悦子氏談）」

連絡先 0554-22-6174（代表、河西）



枝打ち作業



作業後のひとコマ

基本目標 2 健康で快適に安心して暮らせるまち

基本的施策 2.1 大気・水・土壌等の環境改善

基本方針

私たちの生活や産業活動は大量の資源・エネルギー消費で支えられていますが、同時に、これらの資源が環境汚染物質として排出され、健康被害をもたらし、生活環境を悪化させています。また、生活スタイルの変化の中で、騒音・振動も大きな問題となっています。

こうした人々の健康や生活の快適性・安全性につながる環境問題の改善を図り、澄みきった大気と清らかな水、静けさが確保された心地よい生活環境の実現を目指します。

施策目標

大気汚染に係る環境基準（二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）

平成 14 年度 環境基準を超えた日数・時間数 → 環境基準全てが基準値内
が光化学スモッグ以外は 0

河川の水質に係る環境基準（水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌数）

平成 14 年度 大腸菌数以外は基準値内 → 環境基準全てが基準値内
公共下水道計画処理人口（加入者数）

平成 14 年度現在 0 人 → 約 10,000 人

個別施策

大気環境の改善

- ・大気環境の測定や監視の継続・充実を図ります。
- ・工場・事業所における大気汚染物質排出の指導を充実させます。
- ・県や関係機関と密接に連携し、光化学スモッグの発生や被害発生時の処置等に関する的確な情報提供を行います。
- ・低公害車の普及に努めます。
- ・低排出ガス車認定制度や自動車税のグリーン化（税率の優遇）などの周知に努めます。

水環境の改善

- ・公共下水道の整備を進めるとともに、合併浄化槽の普及を促します。
- ・河川や地下水の水質検査を充実させます。
- ・工場排水、農業排水に対する調査・指導を充実させます。また、家庭からの生活排水による河川への悪影響を減少するための対策に取り組みます。

土壌環境の改善

- ・農業生産での農薬や化学肥料の減量化を図り、環境保全型農業への転換を図ります。

騒音・振動等の公害の改善

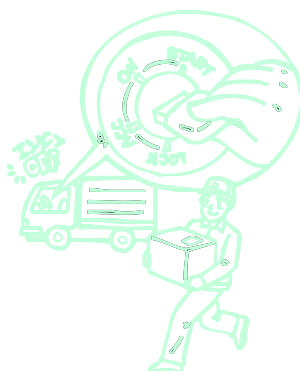
- ・大型車輛の通行量の減少につながる、大月バイパスの整備促進を図ります。
- ・苦情処理対応の迅速化に努めます。
- ・工場・事業所などの騒音・振動に対する指導を充実させます。

* ・低排出ガス車認定制度は、排出ガス性能が規制値よりさらに低減している自動車を国が認定し、自動車税の軽減等を行う制度です。

・自動車税のグリーン化は、環境負荷の少ない自動車の普及を促進するため、自動車税を重くしたり軽減したりする制度です。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・低公害車の購入に努めます。	・低公害車の購入に努めます。	・低公害車の導入を率先して行い、市民、事業者の低公害車への転換が進むよう情報の提供に努めます。
	・アイドリング・ストップの実行、排出ガスや燃料消費を抑える走行環境に配慮した自動車の運転をします。	・アイドリング・ストップの実行、排出ガスや燃料消費を抑える走行環境に配慮した自動車の運転をします。	・アイドリング・ストップ運動を推進していきます。
	・家庭でのテレビやステレオの音量、ペットの鳴き声等生活騒音に留意します。	・事業活動に伴う大気汚染物質の排出や騒音、悪臭等は規制基準を遵守します。	・大気環境や騒音、悪臭などの測定や監視の継続・充実を図ります。
	・節水に心がけます。	・節水に心がけます。	・水の有効利用を進めるとともに、節水についての啓発に努めます。
	・調理くずや油を排水に流さないよう努めます。また、環境にやさしい洗剤の使用や洗剤量の抑制に努めます。	・事業所からの排水は、適正に処理します。	・家庭や工場・事業所における大気汚染物質排出の指導を充実させ、河川への悪影響を減少するための対策に取り組みます。
	・公共下水道の整備に協力するとともに、整備された場合は、加入に努めます。 ・合併浄化槽の設置に努めるとともに、現在設置してある浄化槽の適正管理に努めます。	・公共下水道の整備に協力するとともに、整備された場合は、加入に努めます。 ・合併浄化槽の設置に努めるとともに、現在設置してある浄化槽の適正管理に努めます。	・公共下水道の整備を進めるとともに、加入促進を図ります。合併浄化槽の普及を促します。



基本的施策 2.2 有害化学物質による環境リスクの低減

基本方針

有害化学物質は長期的に体内に蓄積されて健康被害を発生させます。特にダイオキシン類は毒性が強く、排出量のごく微量であっても大きな影響が懸念されています。

こうした有害化学物質による市民の健康被害をなくすため、国・県と連携してその排出と使用を規制し、環境リスクの低減を図ります。

施策目標

ダイオキシン類の環境基準（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌）

平成14年度 全てが基準値内 → 現状維持

有害化学物質の環境基準（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

平成14年度 全てが基準値内 → 現状維持

個別施策

ダイオキシン類による環境汚染の防止

- ・大気、公共用水域（水質・底質）、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の情報提供を行います。

その他の化学物質による環境汚染の防止

- ・事業所が取り扱う化学物質について、適正な管理を指導します。

既存公共建築物対策の推進

- ・建築物への化学物質の使用による健康被害などについての情報提供を行います。
- ・改正建築基準法の趣旨に沿って、市内の既存公共建築物についても必要に応じたシックハウス対策を講じていきます。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・野外焼却行為に関する法規制、環境影響に理解を深め、屋外焼却を行いません。	・野外焼却行為に関する法規制、環境影響に理解を深め、屋外焼却を行いません。	・屋外焼却行為に関する法規制、環境影響についてパンフレットなどを作成し、市民の意識向上を図ります。
	・化学物質の使用量削減や使用していない製品を選択的に購入することで、化学物質使用の適正化に協力します。	・製造業などでは、有害化学物質の適正な管理を徹底するとともに、使用の適正化に努めます。	・有害化学物質について、使用の適正化を求めます
	・家庭菜園などにおいて、農薬等の適正な使用に努めるとともに、農薬等が人の健康、河川水、地下水へ及ぼす影響について理解を深めます。	・農林業者は、農薬等の適正な使用に努めるとともに、農薬等が人の健康、河川水、地下水へ及ぼす影響について理解を深めます。	・農薬・化学肥料による河川・地下水への影響について啓発を行います。

基本的施策 2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

基本方針

緑豊かな環境はまちのイメージを高め、市民に安らぎを提供し、郷土を愛する心を育てます。また、公園などでの遊びや活動は青少年の健全な発育にも大きな影響を与えます。

こうした観点に立ち、特にまちの中心部や身近な生活空間における緑の充実を図り、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

施策目標

街区公園、ポケットパーク等の整備数

平成 14 年度現在 8 箇所 → 14 箇所

施設緑地

平成 14 年度現在 53.5ha → 138.6ha

個別施策

身近な憩いの場の充実

- ・地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場などの充実を図ります。
- ・学校校庭の有効利用の一環として、芝生地化や市民開放などを検討します。

環境に配慮した開発の誘導

- ・地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周囲の自然環境と調和する環境に配慮した開発を誘導します。

まちの魅力を高める緑の整備・創出

- ・魅力ある玄関口づくりに向けて、大月駅周辺整備事業などにあわせた駅前広場の整備や環境緑化に取り組みます。
- ・統一的な街並みの緑化や案内板・標識などのサイン類の整備を推進します。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・公園内の植物や施設を大切に、管理等にも協力します。	・公園内の植物や施設を大切に、管理等にも協力します。	・地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場などの充実を図ります。
	・生け垣や植栽などにより、敷地内の緑化に努めます。 ・まちの緑化・美化に協力します。	・生け垣や植栽などにより、敷地内の緑化に努めます。	・公共施設の周辺・敷地内の緑化に努めます。市民や事業者の実施する緑化を支援します。
	・統一的なサイン類の整備などに協力します。	・統一的なサイン類の整備などに協力します。	・統一的なサイン類の整備などを推進します。
	・行政と協力して、地区計画の検討を行います。	・行政と協力して、地区計画の検討を行います。	・地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、環境に配慮した開発を誘導します。

基本的施策 2.4 災害の防止

基本方針

起伏に富んだ地形を持つ本市は、市域の大部分が土砂災害の危険性を有する区域に含まれており、これまでも7～8年に1回の割合で風水害が発生しています。また、狭隘な平地面に市街地や幹線交通機関が集積するという都市構造から、交通安全の確保が求められます。

こうした点を踏まえ、災害の予防につながる森林の適正管理や土地利用を図るとともに、交通安全につながる防災対策を講じていきます。

施策目標

急傾斜地崩壊危険区域防災工事完了箇所（県の事業）

平成14年度現在 12箇所 → 29箇所

個別施策

災害の防止

- ・台風・豪雨・地震等による土砂災害や、風水害などを防止するため、民有林を含む森林の適正管理を推進・誘導します。また、市民の生活・財産を守るため市道等の生活道路の安全管理を徹底し、災害防止に努めます。

乱開発の防止

- ・無秩序な土地利用転換などによる災害を防止するため、一定規模以上の開発行為に対しては必要な指導を行います。

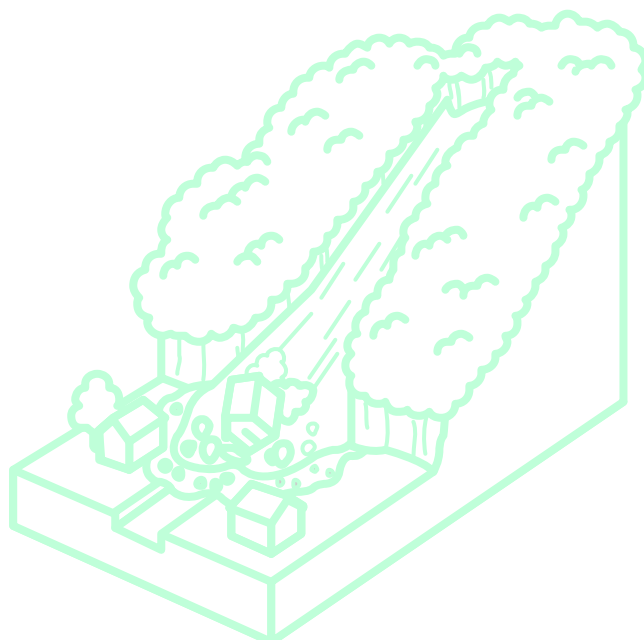
道路の安全性向上

- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、安全性に配慮した歩道の整備を目指します。
- ・信号機、カーブミラー、標識、標示等を整備し、交通安全に努めます。

*ユニバーサルデザインとは、健常者・高齢者・障害者・子供など全ての人々の特性を設計や計画デザインに取り込む考え方をいいます。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施する風水害の危険地域の監視、情報収集等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の実施する風水害の危険地域の監視、情報収集等に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風水害の危険地域の監視、情報収集などの実施に取り組みます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の危険性が高い区域の森林に対する適正管理に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業者は、災害発生の危険性が高い区域の森林に対する適正管理を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害の防止に向けて、災害発生の危険性が高い区域の森林に対する適正管理を林業者に促し、協力して行っていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しないような土地利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生しないような土地利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乱開発による災害を防止するため、一定規模以上の開発行為に対しては、必要な指導を行います。
	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、安全に配慮した歩道の整備を目指します。



基本目標 3 省資源やリサイクルシステムを備えた、ごみのない清潔なまち

基本的施策 3.1 ごみの減量化・資源化の推進

基本方針

大月市におけるごみの発生量は、年間約 10,114 t に達しています。
これらの排出物について減量化に取り組むとともに、資源や製品として出来るだけ再生するとの基本的方針に沿って資源化対策を推進し、循環型の都市づくりを目指します。

施策目標

資源化物の収集量

平成 14 年度現在 513 t → 1,700 t (331%増)

ごみ(可燃・不燃・粗大)処理量

予測される 10 年後のごみ処理量 12,500 t → 11,769 t (6%減)

個別施策

回収システムの充実と表彰

- ・地区住民の意見を取り入れた、資源化物のより有効な回収システムを検討します。
- ・資源化物の分別回収システムの周知を図ります。
- ・ごみの散乱等を防ぐための、集積所の適切な管理を行います。
- ・優良地区を公表し、表彰を検討します。

減量化の推進

- ・生ごみのコンポスト化など、ごみの減量に取り組みます。
- ・ごみの減量化に向けたキャンペーンなどを実施します。

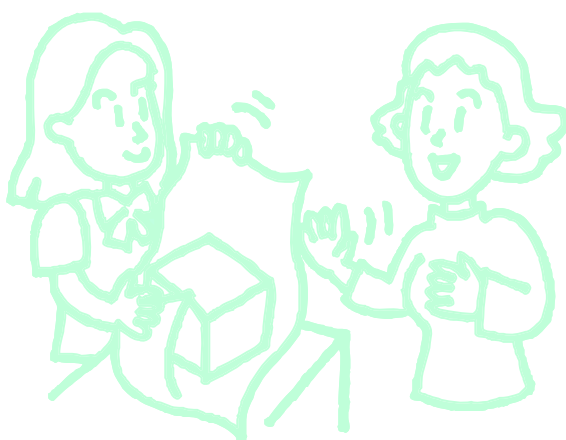
資源化の推進

- ・回収可能なりサイクル対象品目を拡充します。



主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断るとともに、買い物にはマイバッグを持参します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・梱包、包装の簡素化に努め、マイバッグの普及に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグの普及を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て製品の消費・使用を控え、まだ使えるものは再利用・リサイクルに努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用・リサイクルできる製品の開発、販売を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用・リサイクルの重要性の周知に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは堆肥化するなど、自家処理に努めます。 ・市の補助制度を積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの堆肥化に努め、ごみの減量化を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設から排出される生ごみの堆肥化を検討します。 ・生ごみ処理機・生ごみ処理容器の補助制度の周知に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの分別を徹底し、資源化物の回収率を上げます。 ・環境啓発の一環として、子供達にリサイクルなどを体験させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源を利用した製品、材料の購入利用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装類の分別回収を徹底するとともに、分別品目の拡充を図っていきます。 ・高齢者に優しい回収・分別方法を目指します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・不用品は捨てずに、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、自治会、学校などと連携し、フリーマーケットの実施に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体、自治会、学校などと連携し、フリーマーケットの実施を推進します。



基本的施策 3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

基本方針

廃棄物の不法投棄に対する厳重な監視を継続するとともに、既存の廃棄物については速やかな撤去に努めます。

基本目標

年間の不法投棄処理件数

平成 14 年度現在 203 件 → 100 件 (50%減)

平成 14 年度 1 年間で回収・処理した不法投棄を件数を示しています。

個別施策

不法投棄撲滅運動の推進

- ・市民・事業者・行政が連携し、廃棄物の不法投棄をなくす運動を展開します。
- ・県や隣接市町村と連携し、不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。

既存廃棄物の撤去

- ・森林地域や河川沿いなどに放置されている廃棄物については早急な撤去に努めます。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・エアコン、テレビ等家電 4 品目は家電リサイクル法に基づき適正に処分します。	・エアコン、テレビなど家電 4 品目は家電リサイクル法に基づき適正に処分します。	・市民や事業所などを対象に、パンフレット等を用いて廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。
	・自動車の廃車手続き及び処分は適正に行い、庭先や農地等への放置は行いません。	・産業廃棄物は廃棄物処理法に基づき、適正に処理します。	・廃棄物の不法投棄や違法な野焼きについて、関係機関と連携・協力して指導及び監視パトロールを強化します。
	・廃棄物の不法投棄を目撃した場合は、速やかに報告します。	・廃棄物の不法投棄を目撃した場合は、速やかに報告します。	・廃棄物の不法投棄に対して迅速な対応を心がけます。

コラム2 『マイバッグ運動』ってなに？

商店等で購入した商品を、レジ袋ではなく持参した買い物袋で持ち帰ることで、省資源を目指す運動を「マイバッグ運動」と言います。この運動は、個人がレジ袋の使用を控えることが基本ですが、スーパーや商店街が積極的に運動を展開する事例も増えています。具体的には、商品の精算の際にレジ袋を断ると、所定のカードにスタンプを押してもらい、スタンプがたまると商品券と交換できる方法や、レジ袋を有料にするなどの方法があります。また最近では、マイバッグ運動をさらに推進していくために、ペットボトルをリサイクルした買い物袋等を店頭で販売している店も増えています。

《伏手スーパー（大月店）の「お買い物袋持参運動」》

大月市内のある大手スーパーでは、買い物袋を持参した利用者に対し「お買い物袋スタンプカード」を発行しています。このカードは、買い物袋を持参するとスタンプを押印し、20個で100円の値引き券として利用できます。

同スーパーでは、これまでに「レジ袋の原則無配布」や「レジ袋の有料化」を実験的に実施しましたが、利用者の理解を十分に得られるまでには至りませんでした。そこで、レジ袋削減に協力していただいた利用者に対し「御礼」をする方法として生まれたのが、「お買い物袋スタンプカード」を発行する方法です。現在では、利用者の約2割が「お買い物袋スタンプカード」を利用しており、レジ袋削減に大きく貢献しています。



《環境にやさしい買物運動推進協力店》

山梨県では、環境にやさしい商品(エコマークなどの環境ラベルが表示されている商品、修理や部品交換がしやすい商品、詰替商品、リサイクル商品など)の販売や、ごみの減量化、リサイクルなど環境保全に取り組む小売店を「環境にやさしい買物運動推進協力店」として指定しています。

大月市内では、「大月商店街協同組合」の加盟店を中心に82店が指定を受け、簡易包装、マイバッグ持参運動、商品の修理またはリフォームの積極的な取り組み、省エネルギー対策などを実践しています。



基本的施策 3.3 ごみゼロ運動の推進

基本方針

ごみのポイ捨てなどによる環境の悪化を防ぐため、幅広い市民運動を展開し、ごみのない清潔なまちの実現を目指します。

施策目標

市民参加によるごみの市内一斉清掃の実施回数

平成 14 年度現在 0 回 / 年 → 2 回 / 年

個別施策

啓発活動の推進

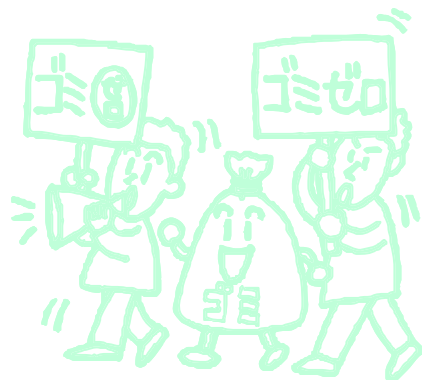
- ・市民、事業者、ドライバーなどに対するごみ捨て禁止の啓発を行います。
- ・空き缶等の散乱防止に向けたポスターの展示などを行います。

ごみゼロ運動の推進

- ・市民参加による地区単位などでのごみの一斉清掃を行います。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・ごみのポイ捨てをしないとともに、互いに啓発していきます。	・事業所の従業員に対して、ごみのポイ捨て禁止の指導を徹底します。	・市民、事業者、ドライバーなどに対するごみのポイ捨て禁止をポスターの展示等により啓発を行います。
	・地区単位などでの清掃活動などに積極的に参加します。	・地区単位などでのごみの一斉清掃などに積極的に協力します。	・市民参加による地区単位などでの清掃活動を支援します。



コラム.3 なぜごみの「野焼き」は禁止になったの？

ダイオキシン類（非常に毒性が強い化学物質）は主にごみの焼却の際に発生しています。「野焼き」は、不完全燃焼・低温焼却となりやすく、ダイオキシン類の発生のほか、煙や臭いが発生しやすく、近隣の迷惑になることが多く見られます。

このような理由から、『**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**』でごみの「野焼き」は原則的に禁止されています。違反すると懲役3年以下又は300万円以下の罰金又はその併科に処せられます。ただし、以下のような例外もあります。

どんど焼き・塔婆の供養焼却等の風俗習慣上又は宗教上の行事に必要なもの
焼き畑・畔草や下枝の焼却等、農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないもの
落ち葉焚き・焚き火・キャンプファイヤー等、日常生活の焼却であって軽微なもの
また、以下の方式以外のごみ焼却炉の使用も禁止されています。

ごみを燃焼室で摂氏800 以上の状態で燃やすことのできるもの
外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入できること
燃焼室の温度を測定できる装置（温度計）があること
高温で燃焼できるように助燃装置（バーナー等）があること
焼却に必要な量の空気の通風が行われているものであること

《 不法投棄監視パトロールの取り組み 》

不法投棄の多くは山深い林道沿いで発生するため、市民による自発的な監視・撤去には限界があります。大月市では、「ごみのないまちづくり」を目指し、不法投棄及び野焼きに対する指導、啓発活動、不法投棄物の撤去を目的とした不法投棄監視パトロールを実施しており、初年度にあたる平成14年度には可燃ごみ6,265キログラム、不燃ごみ12,535キログラムを収集しました。また、これら以外にも建設廃材、タイヤ、バッテリーなどの処理困難物も多数回収しました。このような活動の他にも、不法投棄の防止を呼びかける看板や金網の設置も行っています。

また、現在では野焼きが禁止されましたので、使用出来なくなった小型焼却炉の回収については大月市環境課までお問い合わせ下さい。



基本的施策 3.4 自然エネルギー資源の有効活用

基本方針

市域に広がる広大な森林や太陽・水・風などの自然エネルギー資源を有効に活用し、市の活性化と環境負荷の低減に役立てます。

個別施策

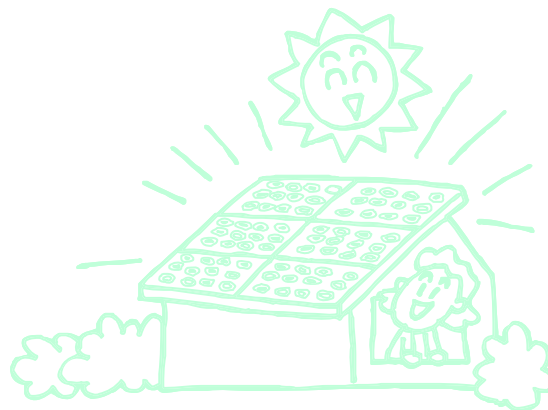
資源化の検討

- ・森林組合、甲斐東部材産地形成事業協同組合などと連携し、木質系バイオマスエネルギーの事業化の検討や間伐材を活用した商品開発などの仕組みづくりなどに取り組みます。
- ・風力発電や太陽光発電の普及、活用について検討します。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分たちを取り巻くエネルギー環境を見つめなおし、自然エネルギー資源の活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業者は、市や森林組合、甲斐東部材産地形成事業協同組合などと連携し、木質系バイオマスエネルギーの事業化の検討や間伐材を活用した商品開発などの仕組みづくりに取り組みます。 ・自然エネルギー資源の活用を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合、甲斐東部材産地形成事業協同組合などと連携し、木質系バイオマスエネルギーの事業化の検討や間伐材を活用した商品開発などの仕組みづくりに取り組みます。 ・市民や環境NPOなどの活動を支援します。

* バイオマスエネルギーとは、植物などの生物体（バイオマス）によって蓄えられた有機物をエネルギーとして利用することをいいます。



コラム.4 「木質バイオマスエネルギー」ってなに？

バイオマスとは、動植物由来の有機資源・生物資源のことで、木質バイオマスには樹木の枝、葉、幹や根などが含まれ、これらを燃焼させて得られるエネルギーが「木質バイオマスエネルギー」と呼ばれています。

日本では古くから薪や炭の形で木質バイオマスエネルギーを利用してきましたが、最近では、木質のペレットやチップを燃料とするストーブやボイラーが改良されてきているほか、発電設備の実用化に向けた取り組みが進められています。

木質バイオマスエネルギーの利用は、再生可能な木材の有効利用の促進、地球温暖化の防止など循環型社会の形成に寄与すること、さらには新規雇用の創出など、地域産業の活性化の面からも大きな期待が寄せられています。



<木質ペレットを燃料とするストーブ>



<木質ペレット>

基本目標 4 市民みんなで環境への取り組みを实践するまち

基本的施策 4.1 環境学習の推進

基本方針

環境先進都市大月を幅広い市民の手によって実現するため、市民や事業者だけでなく、次代を担う児童も含めた環境教育を実施し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策目標

環境教育用の学校林、学校農園の設置数

平成 14 年度現在 16 箇所 → 現状維持

市民や事業所向けの環境教育講習会の開催回数

平成 14 年度現在 0 回 / 年 → 3 回 / 年

個別施策

小中学校での環境教育の推進

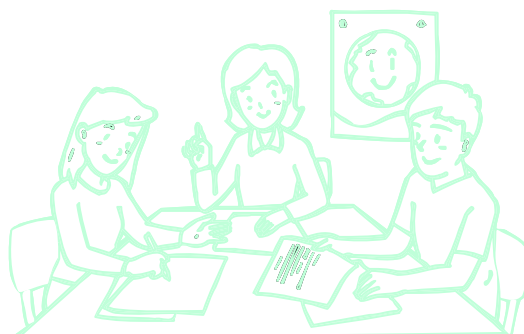
- ・小中学校の行う環境教育を支援します。
- ・森林や農地（遊休農地）の一部を、環境教育用の学校林や学校農園として活用します。

市民に対する環境教育の推進

- ・市民団体やNPOなどと連携し、市民や事業者向けの環境に関する学習機会を講座開設など様々な形で提供します。
- ・市民の要望に応じて、市職員や環境アドバイザーによる出張サービスを行います。

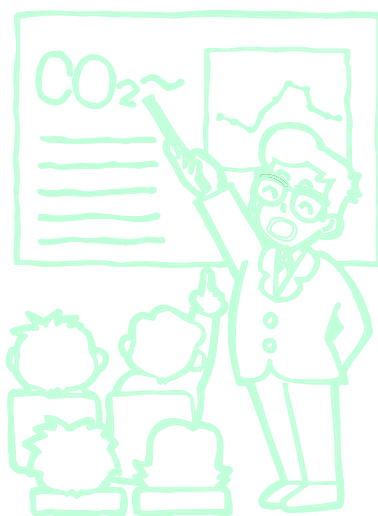
事業者に対する環境教育の推進

- ・法律に基づく各種環境基準や事業所の責務などに関する講習会等を開催します。



主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する知識を積極的に得るとともに、自らも環境に関する情報や意見を発信・交換します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動と関連の深い環境情報を得るとともに、事業者の取り組み事例等の情報や意見を発信・交換します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最新かつ有用な環境情報を得ることに努めるとともに、それらを速やかに発信・交換します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市が開催する講習会等に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が開催する講習会等を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等を対象に、法律に基づく各種環境基準や事業所の責務などに関する講習会等を開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、小中高生、自治会、高齢者クラブ、ボランティア団体等は、環境に関する学習会を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者において、従業員を対象とした環境に関する学習会などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体やNPOなどと連携し、市民の環境に関する学習機会を様々な形で提供します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校林や学校農園の運営に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校林や学校農園の運営に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林や農地（遊休農地）の一部を、環境教育用の学校林や学校農園として活用するなど、小中学校の行う環境教育を支援します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供している環境に関するサービスや制度に対する理解を深め、積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供している環境に関するサービスや制度に対する理解を深め、積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望に応じて、市職員や環境アドバイザーによる出張サービスを行います



基本的施策 4.2 環境パートナーシップの構築

基本方針

環境先進都市の実現には、市民・市民団体・事業者・専門家・行政等の多様な主体の参加と連携が不可欠です。また、周辺都市の活動団体や行政との連携も必要です。こうした点から、環境問題に取り組むリーダーの育成や連携の体制づくりなどに取り組みます。

施策目標

環境アドバイザーの登録人数

平成 14 年度現在 1 人 → 3 人

環境推進のための連携組織数（全市及び各地区単位）

平成 14 年度現在 0 組織 → 10 組織

個別施策

市民団体等の環境活動との協働

- ・市民・環境NPO・事業所などとの協働による環境活動を推進します。
- ・環境活動を目的とする市民団体やNPOの設立をお手伝いします。

人材の養成

- ・地区や職場での環境活動を推進する環境リーダーを育成します。

連携組織づくり

- ・環境施策推進の中核となる市民、市民団体、専門家、行政などで構成する環境活動の連携組織(仮称 市民環境会議)の設立を目指します。また、こうした連携組織のNPO化などにより、自然保護や廃棄物の不法投棄の監視などを含む総合的な環境パトロール体制の確立に努めます。
- ・市民参加による環境づくりを進めるための、アダプト・プログラムを推進します。



主体別行動指針

市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 家庭において節電や節水などの省資源・省エネルギー等の環境配慮活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者において節電や節水などの省資源・省エネルギー等の環境配慮活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 有効な省資源・省エネルギーなどの環境配慮活動を市民や事業者に対して、積極的に PR することに努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 小中高生・自治会・高齢者クラブ・ボランティア団体などは積極的に環境保全活動に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民と連携しながら、事業所独自の清掃活動や環境に関する情報発信など、環境保全活動に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市・市民・事業者・専門家などの協働により環境保全活動を行うための連携組織と仕組みづくりを行います。
<ul style="list-style-type: none"> 市・小中高生・自治会・高齢者クラブ・ボランティア団体などによる環境保全活動に参加するとともに、その活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市・小中高生・自治会・高齢者クラブ・ボランティア団体などによる環境保全活動に参加するとともに、その活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民や環境NPO、事業所などの行う環境活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 市民団体やNPOなどの設立に参加することを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動を目的とする市民団体やNPOの設立を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境活動を目的とする市民団体やNPOの設立を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> 自治組織等を通じて、効率的かつ効果的な環境保全組織またはシステムの確立に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 所在地の自治組織の一員として、環境保全活動に参加・協力していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の環境保全活動を行っている人を把握し、地区や職場での環境活動を推進する環境リーダー育成の活動支援、情報提供を行います。
		<ul style="list-style-type: none"> ごみの管理などについて、先進的な取り組みを行っている地区を把握し、市民に紹介していきます。

《 おおつき市民エコフェスタ 》

大月市では、市民にごみや自然環境等に関する環境問題をより身近なものとして感じて頂くために平成14年度より「おおつき市民エコフェスタ」を開催しています。

今後も継続的に開催し、多くの市民が環境問題に触れ、考える時間を共有し、意見を交換できるようなコミュニケーションの場として、さらなる充実を図っていきます。

< 第2回 おおつき市民エコフェスタ >

平成15年10月19日開催

プログラム

- ・ 作品展（環境を題材とした習字、標語、ポスター）
- ・ 講演会：藪田 慎司 氏（帝京科学大学、理学博士）
「サンゴ礁の海から豊かな山の国にきて」
- ・ 環境 PR 展示コーナー（パネルの展示）
- ・ リサイクルワークショップ（廃油ローソク作り、廃油石鹸作り、EM ボカシによる生ごみリサイクル）
- ・ フリーマーケット



廃油石鹸作り



作品展（習字）

基本的施策 4.3 環境保全への普及啓発の推進

基本方針

市民や事業者の環境に対する意識を高めるため、通年的な催し物の開催や多様なメディアを利用した環境情報の提供を図ります。

施策目標

市及び地区単位での各種イベントの実施回数

平成 14 年度現在 1 回 / 年 → 2 回 / 年

個別施策

各種イベント等の開催

- ・上記の連携組織などを中心に、環境問題の普及啓発に向けたシンポジウム、お祭り、コンクールなどの多彩な活動を展開します。

環境情報提供システムの構築

- ・環境に関する各種情報を収集、整理し、市の広報やホームページなどを中心に提供システムを構築し、様々な媒体を通じて市民に提供します。
- ・環境保全施策の実施状況や達成率等を市民にお知らせする報告書を作成します。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・市が行う環境調査へ積極的に協力します。	・市が行う環境調査へ積極的に協力します。	・市民や学識者と連携し、自然環境、生活環境情報の調査を行います。
	・環境情報マップから地域の環境情報を収集し、環境保全活動等に活用します。	・環境情報マップから地域の環境情報を収集し、環境に配慮した事業活動に活用します。	・自然環境、生活環境情報を掲載する環境情報マップを作成・公開します。
	・市のホームページを活用し、市の環境情報の収集や市への環境情報の提供を行います。	・市のホームページを活用し、市の環境情報の収集や市への環境情報の提供を行います	・市のホームページで環境調査結果、環境に関するイベント情報、環境保全活動グループの活動内容など、市の環境に関する情報を公開します。

コラム.5 「ビオトープ」ってなに？

生き物の生活場所は、その生き物ごとに異なります。例えば、トンボの幼虫（ヤゴ）は「水底の泥」で生活するものが多く、アメンボは「水の表面」を利用します。鳥たちは「木」の実を食べ、巣作りをし、バッタは「草」を食べ、すみかとしても利用します。このように、さまざまな生き物の生活場所が存在する空間を「ビオトープ」と呼んでいます。そもそも「ビオトープ」とはドイツ語であり、ギリシャ語の「ビオ（生命）」と「トポス（場所）」の2つの言葉を合成した言葉です。

近年、学校の敷地内やその近辺（通学路等）に、「学校ビオトープ」を作る事例が増えています。この学校ビオトープは、子供たちが楽しみながら自然とふれあい、学ぶための最適な教材となっています。大月市内の鳥沢小学校においても、学校ビオトープが作られ、児童たちに大いに利用されています。

《 鳥沢小学校の学校ビオトープ 》

鳥沢小学校の「学校ビオトープ」は、児童や職員、そして多くの地域の方々の協力によって作られた、まさに「手作り」のビオトープです。木や花には鳥やチョウが訪れ、水辺にはメダカ、ヤゴ、オタマジャクシ、アメンボなど多くの生き物が暮らし、ショウブやホテイアオイなどの水草も茂っています。

このビオトープは、自然観察などの授業に利用されるだけでなく、休み時間には多くの児童たちが集まり、生き物たちとの対話を楽しんでいます。

この池は、タンクに溜めた雨水を定期的に循環させており、近くに水源がない学校でも、ビオトープの形成が可能であることを教えてくれます。



休み時間に水面の水で遊ぶ児童たち



夏の風景



雨水循環用ポンプ



池を掘る児童たち

基本目標 5 地球環境の保全に貢献するまち

基本的施策 5.1 地球環境問題への意識の向上

基本方針

今日、地球環境問題は我々の身近な生活に影響を及ぼすまでになっています。このため、大月市の森林が二酸化炭素の吸収を通して地球温暖化の防止に寄与している実態などをわかりやすく紹介するなどして、市民一人一人が身近な環境問題を地球規模で捉え、正しい知識を持って行動できるよう、市民意識の向上を図ります。

施策目標

啓発活動の実施回数

平成 14 年度現在 2 回 / 年 → 4 回 / 年

個別施策

地球環境問題に関する啓発活動の推進

- ・ 県や関係機関、市民団体などと連携し、地球環境問題に関する各種の啓発活動を推進します。

地球環境問題に関する情報の提供

- ・ 市のホームページや各種のメディアを通じて、地球環境問題の現状や課題、取り組みの状況などを市民に分かりやすい形で提供します。

主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭でできる地球温暖化防止対策について理解を深め、節電、節水、環境負荷の小さい商品の選択など地球温暖化防止対策の実行に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所でできる地球温暖化防止対策について理解を深め、節電、節水、環境負荷の小さい商品の選択、開発など地球温暖化防止対策の実行に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や事業所でできる地球温暖化防止対策について啓発し、節電、節水、環境負荷の小さい商品の選択、開発など地球温暖化防止対策の実行を促すとともに、支援策を検討します。

基本的施策 5.2 地球環境保全対策の推進

基本方針

上記の地球環境問題への意識の向上に加え、市民や事業者が自ら地球環境保全活動に参加するための対策に取り組みます。

施策目標

環境家計簿の普及部数

平成 14 年度現在 0 部 → 1,000 部

I S O 14001 認定事業所数

平成 14 年度現在 1 件 → 5 件

個別施策

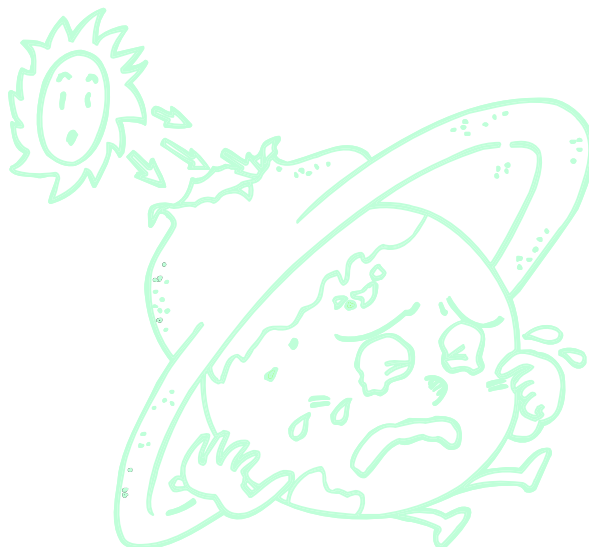
地球温暖化の防止

- ・アイドリング・ストップ運動を推進します。
- ・環境家計簿（エコライフ・ノート）の普及に努めます。
- ・行政におけるグリーン購入を推進します。
- ・市内事業所の I S O 14001 認定取得を促します。

（I S O 14001 は、国際標準化機構による環境マネジメントシステムをいいます。）

オゾン層の保護

- ・県と連携し、事業所に対するフロン回収の周知や啓発に努めます。



主体別行動指針

	市民の取り組み	事業者の取り組み	市の取り組み
	・近距離移動の際は自転車や徒歩を利用します。	・近距離移動の際は自転車や徒歩を利用します。	・自転車や徒歩に配慮した道路整備に努めます。
	・グリーン購入を検討します。	・グリーン購入を検討します。	・グリーン購入を推進します。
	・自家用車の急発進、急加速を行わないとともに、アイドリング・ストップに努めます。	・商用車、運搬車両等の急発進、急加速、過積載を防止するとともに、アイドリング・ストップに努めます。	・市民、事業者に対して、アイドリング・ストップによる省資源化、地球温暖化防止への理解を推進します。
	・環境家計簿（エコライフ・ノート）の活用に努めます。	・ISO14001 認定取得を検討します。	・市内事業所へのISO14001 認定取得を促します。
	・低公害車の購入を検討します。	・LP ガスステーションの設置、低公害車の導入について検討します。	・低公害車の導入を率先して行い、市民や事業者の低公害車への転換が進むよう情報の提供に努めます。
	・地域の公共交通を積極的に利用します。	・地域の公共交通を積極的に利用します。	・公共交通の充実に努めます。

